

児童発達支援ガイドライン（案）

（目次）

第 1 章	総則	4
1	目的	4
2	障害児支援の基本理念	4
	（1）障害のある子ども本人の最善の利益の保障	
	（2）地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮	
	（3）家族支援の重視	
	（4）障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割	
3	児童発達支援の役割	6
4	児童発達支援の原則	6
	（1）児童発達支援の目標	
	（2）児童発達支援の方法	
	（3）児童発達支援の環境	
	（4）児童発達支援の社会的責任	
5	障害のある子どもへの支援	8
第 2 章	児童発達支援の提供すべき支援	10
1	児童発達支援の内容	10
	（1）発達支援	
	ア 本人支援	
	イ 移行支援	
	ウ 支援に当たっての配慮事項	
	（2）家族支援	
	ア ねらい	
	イ 支援内容	
	ウ 支援に当たっての配慮事項	
	（3）地域支援	
	ア ねらい	
	イ 支援内容	
	ウ 支援に当たっての配慮事項	
第 3 章	児童発達支援計画の作成及び評価	20
1	障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と発達支援の実施（障害児相談支援事業者との連携）	20
	（1）障害児相談支援事業者による障害児支援利用計画案の作	

	成と支給決定	
	(2) サービス担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定	
	(3) 児童発達支援計画に基づく発達支援の実施	
	(4) 障害児相談支援事業所によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し	
	(5) その他の連携について	
2	児童発達支援計画の作成及び評価	2 2
	(1) 子どもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント	
	(2) 児童発達支援計画の作成	
	(3) タイムテーブル、活動プログラムに沿った発達支援の実施	
	(4) 児童発達支援計画の実施状況の把握（モニタリング）	
	(5) モニタリングに基づく児童発達支援計画の変更及び児童発達支援の終結	
第4章	関係機関との連携	2 6
1	母子保健や医療機関等との連携	2 6
	(1) 母子保健等との連携	
	(2) 医療機関や専門機関との連携	
2	保育所や幼稚園等との連携	2 7
3	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等との連携	2 7
4	学校や放課後等デイサービス事業所等との連携	2 7
5	協議会等への参加や地域との連携	2 8
第5章	児童発達支援の提供体制	2 9
1	定員	2 9
2	職員配置及び職員の役割	2 9
	(1) 適切な職員配置	
	(2) 設置者・管理者の責務	
	(3) 設置者・管理者による組織運営管理	
	ア 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底	
	イ 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り	
	ウ 自己評価結果の公表	
	エ コミュニケーションの活性化等	
	オ 子どもや保護者の意向等の把握	
	カ 支援の継続性	
3	施設及び設備	3 2
4	衛生管理、安全対策	3 3
	(1) 衛生・健康管理	
	(2) 非常災害・防犯対策	
	(3) 緊急時対応	
	(4) 安全確保	
5	適切な支援の提供	3 5
6	保護者との関わり	3 6

(1)	保護者との連携	
(2)	子どもや保護者に対する説明責任等	
ア	運営規程の周知	
イ	子どもや保護者に対する運営規程や児童発達支援計画 の内容についての丁寧な説明	
ウ	保護者に対する相談援助等	
エ	苦情解決対応	
オ	適切な情報伝達手段の確保	
7	地域に開かれた事業運営	38
8	秘密保持等	38
第6章	支援の質の向上と権利擁護	39
1	支援の質の向上への取り組み	39
(1)	職員の知識・技術の向上	
(2)	研修受講機会等の提供	
2	権利擁護	40
(1)	虐待防止の取組	
(2)	身体拘束への対応	
(3)	その他	
別添	児童発達支援センター等における事業所全体の自己評価の流れ	43
別紙1	事業所職員向け児童発達支援自己評価表	44
別紙2	保護者等向け児童発達支援評価表	48
別紙3	事業所における自己評価結果（公表）	50
別紙4	保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）	54
参考資料1	地域における「縦横連携」のイメージ及び障害児の地域 支援体制の整備の方向性のイメージ	56
参考資料2	支援提供の流れ（障害児相談支援事業所と児童発達支援 センター等の関係、児童発達支援の提供プロセス）	58
参考資料3	児童発達支援計画（ガイドライン項目の記載例）	60

きるような体制づくりを進めていくことが必要である。

また、障害のある子どもの健やかな育成のためには、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

3 児童発達支援の役割

- (1) 児童発達支援は、児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づき、障害のある子どもに対し、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するものである。
- (2) 児童発達支援センター等は、児童福祉法等の理念に基づき、障害のある子どもの最善の利益を考慮して、児童発達支援を提供しなければならない。
- (3) 児童発達支援センター等は、主に未就学の障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対し、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めなければならない。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校（主に幼稚部及び小学部）等（以下「保育所等」という。）と連携を図りながら支援を行うとともに、専門的な知識・経験に基づき、保育所等の後方支援に努めなければならない。
- (4) 特に、児童発達支援センターは、地域における中核的な支援機関として、保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を実施することにより、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行うよう努めなければならない。
- (5) 児童発達支援の目的を達成するため、専門性を有する職員が、保護者や地域の様々な社会資源との緊密な連携のもとで、障害のある子どもの状態等を踏まえて支援を行わなければならない。

4 児童発達支援の原則

- (1) 児童発達支援の目標
 - ア 乳幼児期は、障害の有無に関わらず、子どもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である。このため、児童発達支援センター等においては、子どもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うために、子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等に十分配慮しながら、子どもの成長を支援する必要がある。

第2章 児童発達支援の提供すべき支援

児童発達支援に携わる職員は、保育所等との連携及び移行支援を行うために、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号。以下「保育所保育指針」という。）の「養護」のねらい及び内容を理解するとともに、次の事項に留意しながら、支援にあたる必要がある。

- ・一人一人の子どもの健康状態や発育及び発達状態を的確に把握する。また、家庭環境や生活の実態を知り、社会的養護等の支援の必要性を感じる場合は、速やかに適切に対応する。
- ・家庭との連携を密にし、主治医や嘱託医、協力医療機関と連携を図りながら、保健的で安全な支援環境の維持及び向上に努める。
- ・清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、適切な生活リズムが作られていくようにする。
- ・適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、衣類の着脱、排泄、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。
- ・子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れあいや言葉がけを行う。また、子どもの気持ちを受容し、共感しながら、継続的な信頼関係を築いていく。
- ・人との信頼関係を基盤に、主体的な活動、自発性や探索意欲等を高め、自信を持つことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。

また、児童発達支援センター等においては、保育所保育指針の「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」のねらい及び内容に準じて支援にあたるとともに、障害のある子どもが家庭や地域社会で健やかに育つために、「児童発達支援」を提供するものとする。

この児童発達支援は、大別すると、「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援」からなり、障害のある子どもの個々のニーズに対し、支援ごとのねらいを達成するために、それに必要な支援内容を具体的に提供しながら、総合的に支援を行うものである。

また、「本人支援」の各領域に示すねらい及び支援内容は、子どもが家庭や地域社会における生活を通じ、様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら達成に向かうものである。このため、「本人支援」だけでなく、「移行支援」や「家族支援」、「地域支援」を通して、育ちの環境を整えていくことが極めて重要である。

さらに、発達支援により得られた、障害のある子どもが健やかに育っていくための方法について、家庭や地域に伝えていくことも重要である。

なお、幼稚園教育要領、特別支援学校幼稚部教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領のねらい及び内容についても理解し、支援に当たることが重要である。特に、特別支援学校幼稚部教育要領の「自立活動」は、障害のある幼児がその障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服のための指導について示していることに留意する必要がある。

1 児童発達支援の内容

- (イ) 子育て上の課題の聞きとりと必要な助言
- (ウ) 子どもの発達上の課題についての気づきの促しとその後の支援
- (エ) 子どもを支援する輪を広げるための橋渡し
- (オ) 相談支援専門員との定期的な支援会議や支援計画の調整
- (カ) 関係者・関係機関の連携による支援体制の構築
- (キ) 家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の実施
- (ク) 心理的カウンセリングの実施
- (ケ) 家族の組織化と定期的な面会
- (コ) 兄弟姉妹等の支援

ウ 支援に当たっての配慮事項

- 家族支援は、家族が安心して子育てを行うことができるよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等を行うことである。
- 家族支援は、大きなストレスや負担にさらされている母親が中心となる場合が多いが、父親や兄弟姉妹、さらには祖父母など、家族全体を支援していく観点が必要である。
- 家族が子どもの障害の特性等を理解していくための支援となるが、受容のプロセス及び態様は、それぞれの家族で異なることを理解することが重要である。
- 特に、子どもの障害の特性等の理解の前段階として、「気づき」の支援も重要な家族支援の内容であり、個別性に配慮して慎重に行うことが大切である。
- 家族支援において明らかとなってくる虐待（ネグレクトを含む）の疑いや心理カウンセリングの必要性など、専門的な支援が必要な場合は、適切な対応が求められる。
- 家族支援は、必要に応じて、障害児相談支援事業所、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等を実施する障害福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、児童相談所、専門医療機関、保健所等と緊密な連携を行って実施することが必要である。

(3) 地域支援

障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センター等は、保育所等の子育て支援機関等の関係機関との連携を進め、地域の子育て環境や支援体制の構築を図るための「地域支援」を行うことが必要である。

ア ねらい

- (ア) 地域における連携の核としての役割
- (イ) 地域の子育て環境の構築
- (ウ) 地域の支援体制の構築

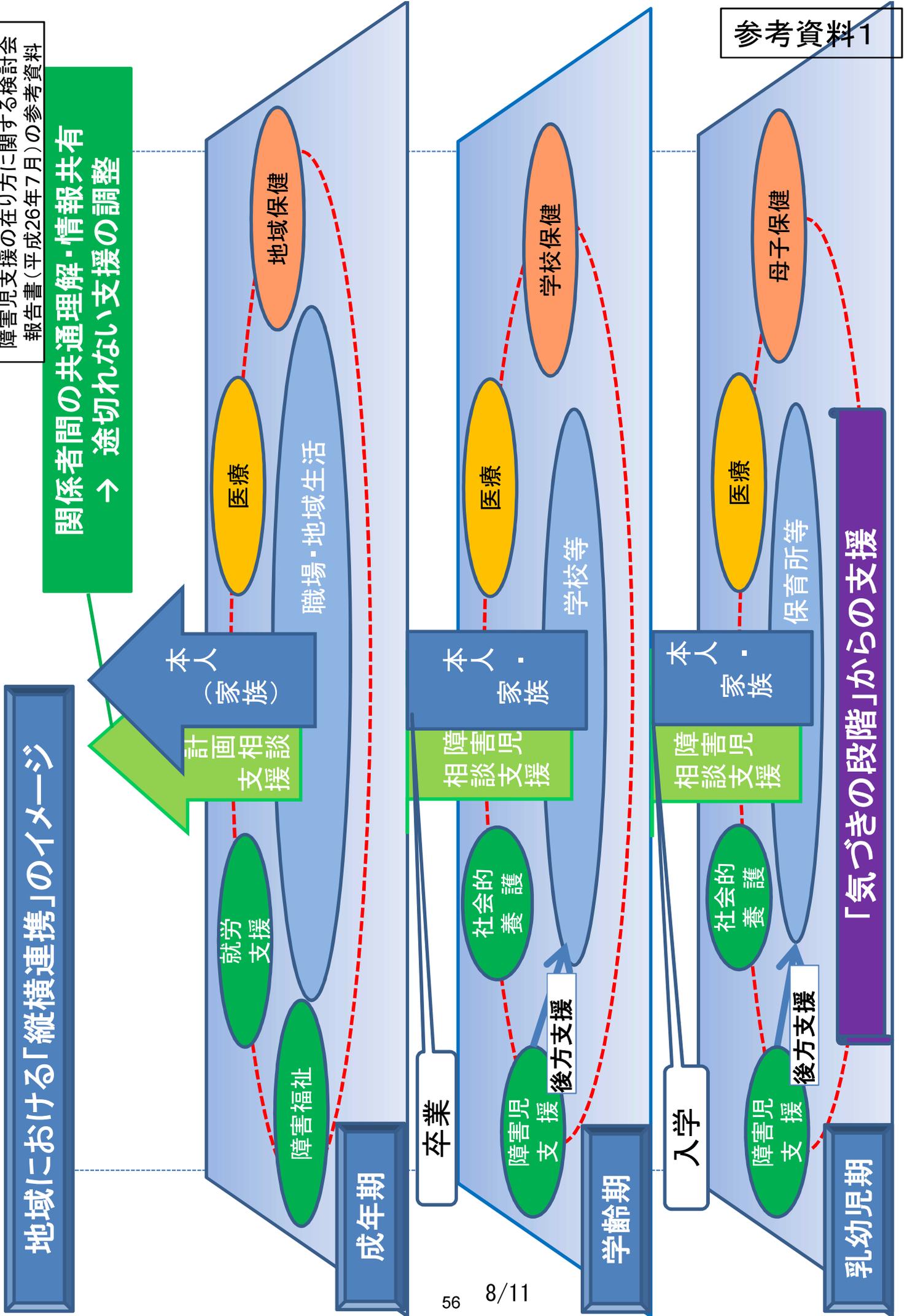
イ 支援内容

- (ア) 児童発達支援センター等
 - (a) 保育所等の子育て支援機関との連携
 - (b) 医療機関、保健所、児童相談所等の専門機関との連携
 - (c) 児童委員、主任児童委員等地域の関係者等との連携
 - (d) 地域支援の体制の構築のための会議の開催
 - (e) 個別のケース検討のための会議の開催
 - (f) (自立支援)協議会等への参加
 - (g) 要保護児童対策地域協議会等への参加
 - (h) 児童発達支援センター等に対する理解促進のための地域集会等への積極的な参加

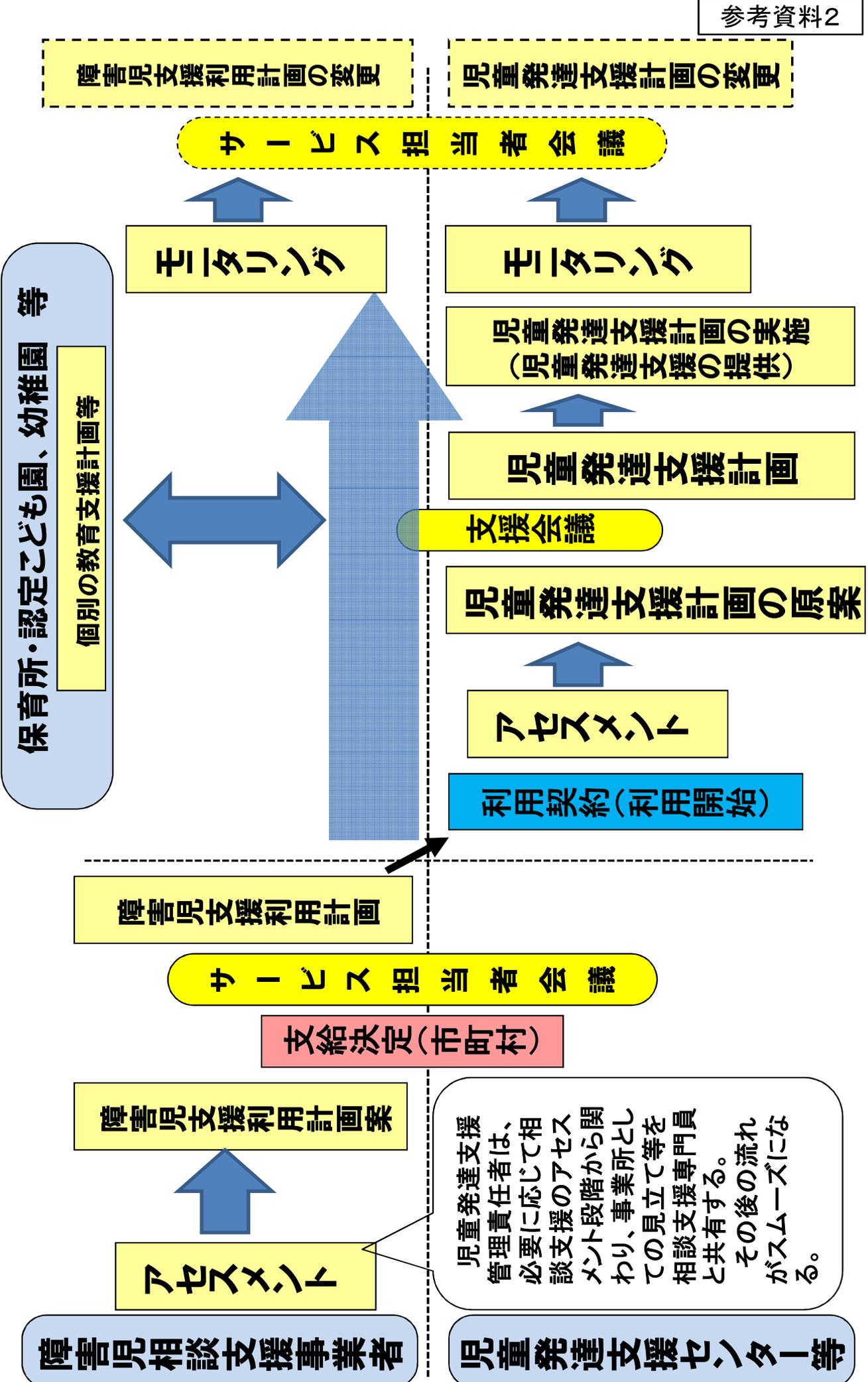
- (イ) 特に児童発達支援センター
 - (a) 連携・ネットワークの中核機関としての役割
 - (b) 保育所等訪問支援の実施
 - (c) 障害児等療育支援事業、巡回支援専門員整備事業の実施

ウ 支援に当たっての配慮事項

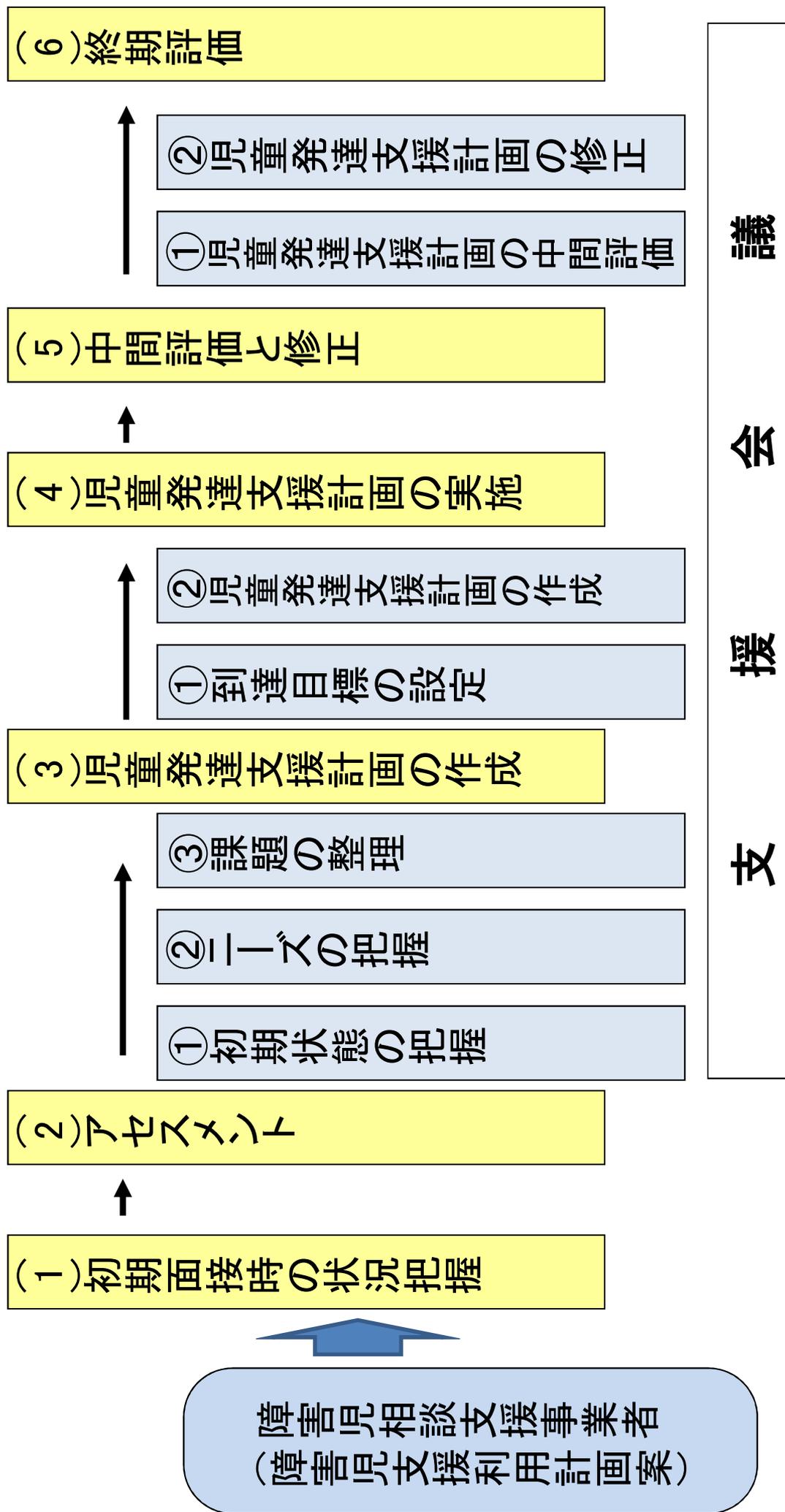
- 地域支援は、支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう関係機関等と連携することのみならず、地域全体の子育て支援力を高めるためのネットワークを普段から構築しておくという視点が必要である。
- そのためには、支援を利用する個々の子どもに対する個別の支援会議から生じた課題等を地域の「(自立支援)協議会」において検討するなど、地域全体の課題として取り組んでいくことが重要である。
- 地域の支援体制を構築していくためには、平成26年7月の障害児支援の在り方に関する検討会の報告書「今後の障害児支援の在り方について～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～」において示された、「地域における縦横連携のイメージ」や、都道府県域、障害保健福祉圏域、市町村域等における重層的な支援体制のイメージが参考となる。



支援提供の流れ：障害児相談支援事業者と児童発達支援センター等の関係



支援提供の流れ：児童発達支援の提供プロセス



※他の児童発達支援センター等を併せて利用する子どもについては、他の児童発達支援センター等の事業所との間で、児童発達支援計画の内容等について情報共有が必要。
 ※児童発達支援センターから保育所や認定こども園、幼稚園等への併行通園、又は、小学校や特別支援学校に進学する際には、個別の教育支援計画等を含め、円滑に支援が引き継がれることが必要。